

京都市訓令甲第 20 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

比叡平西側行政代執行実施本部規程の廃止について次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

比叡平西側行政代執行実施本部規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)